

藤里町フードカー導入事業

一般競争入札
入札説明書

平成28年9月

秋田県藤里町総務課

この入札説明書は、藤里町フードカー導入事業について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

秋田県山本郡藤里町長 佐々木 文明

2 入札業務の概要

- (1) 業務名 藤里町フードカー導入事業
- (2) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (3) 納品場所 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
- (4) 履行期間 契約日から平成28年12月22日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たし、本業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書を満たす物品を納期までに確実に納入できるものであること。
- (3) 本業務について見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 平成27・28年度秋田県藤里町一般競争入札（指名競争）入札参加資格名簿に登録されている業者であること。
- (6) 入札参加資格の指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (8) 入札条件に違反した入札は無効とする

3 入札説明会

平成28年9月16日（金）午後3時から藤里町役場にて行う。先に連絡のあった業者等を対象に入札説明書を基に実施します。

4 入札参加申込書

- (1) 入札参加申込は、藤里町一般競争入札参加申込書（様式1）に入札保証金確認書を添え申し込みする。

・申込期限は、平成28年9月21日（水）午後3時（必着）とする。

- ・入札参加申込提出先
〒018-3201
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町総務課企画財政係

5 入札に関する事項

(1) 入札及び開札の日時

入札参加者は、下記の日程により紙入札方式における入札を行う。郵送も可とする。開札については、入札終了後直ちに行う。なお、開札にあたっては、入札者またはその代理人の立会いとする。

【持参の場合】

- ・日時：平成28年9月26日（月）午前10時
- ・場所：藤里町三世代交流館2階 交流研修室

【郵送の場合】

- ・日時：平成28年9月23日（金）午後3時必着

(2) 入札保証金

ア 入札者は入札保証金として入札金額の100分の5以上の額を入札前に納付しなければならない。ただし、藤里町財務規則第104条第1項各号に該当する場合は、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

藤里町財務規則第104条第1項

- (1) 入札参加者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札参加者(共同企業体の場合は1構成員)が過去2年間に町、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは藤里町に帰属する。

(3) 入札方法

ア 入札は、「入札書」(様式2)により本人またはその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」(様式3)を提出するものとする。また郵便の場合は、書留にて平成28年9月23日(金)まで送付すること。

イ 入札参加者は、消費税及び地方消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、必要な消費税に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札時に見積内訳明細書を提出するものとする。

ウ 入札書を提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

- ・企業商号または名称
- ・藤里町フードカー導入事業 入札書在中

エ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができない。

オ 予定価格の制限の範囲内の価格入札がない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

(4) 入札の無効

入札の参加資格確認において虚偽の申請を行った者の入札並びに次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。

イ 委任状を持参しない代理人のした入札。

ウ 記名押印をしていない入札。

エ 金額を訂正した入札。

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札。

カ 明らかに連名によると認められる入札。

キ 同一の入札について他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

(5) 入札の不参加

ア 入札資格を有すると認められた者が入札に参加しない場合は、次に掲げるところにより申し出なければならない。

- ・入札執行前にあつては、入札辞退届（様式4）を、藤里町総務課企画財政係に直接持参、または郵送（入札日前日までに到着したものに限る。）すること。
- ・入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札を執行する職員に直接届けること。

イ アにより入札に参加しなかった者は、これを理由として以降の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(6) 入札または開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときに

は、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札参加者の負担とする。

6 苦情申し立て

- (1) 入札参加申込書を提出した者のうち当該業務について入札に参加できなかった者に対して、参加できなかった旨及び参加できなかった理由（以下「非参加理由」という。）を、書面で通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により説明を求めることができる。
- (3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に藤里町長に対して、書面により、非落札理由についての説明を求めることができる。
- (4) (2) 及び(3) の受付窓口及び受付時間は次のとおりとする。
 - ・受付窓口：藤里町総務課企画財政係
〒018-3201
秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
TEL 0185-79-2111
FAX 0185-79-2293
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで。
- (5) (2) 及び(3) の書面は持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (6) (2) の非参加理由及び(3) 非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約締結の決定
落札者は契約書に記名押印し、落札通知を受けた5日以内に契約するものとする。
ただし、議会の議決を要する場合においては、議会において可決された旨の通知日か

ら5日以内とする。

(3) 契約保証金

ア 契約者は契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に藤里町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

イ 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは藤里町に帰属する。

8 契約変更の取扱い

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見等に基づき作成された実施計画の内容の見直しを行うものとする。

9 実施上の留意事項

(1) 入札に係る費用は、入札者の負担とする。

(2) 質問にあたっては、質疑応答書(様式5)に基づき、電子メールまたはファックスで受け付ける。

・質問受付期限：平成28年9月20日(火)午後3時まで

・問い合わせ先

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地

秋田県藤里町総務課企画財政係

電話 0185-79-2111

FAX 0185-79-2293

電子メール kikaku@town.fujiasto.lg.jp

なお、質問に対する回答については、質問事項と回答事項を取りまとめた上、平成28年9月23日(金)までに入札参加予定者へ返答する。

入札保証金・契約保証金振込先

振込先： 秋田銀行 藤里支店 普通口座 944009
藤里町会計管理者 安部哲哉